

角田市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成27年12月22日

角田市監査委員 南部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

(写)

角 監 第 44 号
平成27年12月22日

角田市長 大友喜助 殿

角田市監査委員 南部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査 (地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」の監査)

2. 監査の対象

総 務 部：総務課、秘書広報室、防災安全課、政策企画課、財政課、公共施設長寿命化対策室、税務課

市民福祉部：市民課、生活環境課、保険年金課、健康推進課、社会福祉課（総合保健福祉センター、地域包括支援センター）、子育て支援課

産業建設部：農政課、商工観光課、道の駅整備室、土木課、建築住宅課、下水道課水道事業所

3. 監査の期間

平成27年10月20日（火）から同年11月20日（金）まで

4. 監査の範囲

平成27年9月末日現在の平成27年度予算の財務、工事、その他の事務執行及び平成26年度補助金等交付分。また、平成26年度予算の執行及び財務事務処理等であっても監査を必要としたもの。

5. 監査の方法

監査に当っては、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び関係法令等に則り合理的、効率的に執行されているかを主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、事務の一部に次のとおり改善・検討する事項が全庁的に共通する傾向として認められたので、それぞれ必要な措置を講じ適正な事務執行に努められたい。軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

○長期継続契約制度の適切な運用について

契約事務の経費節減及び負担軽減の観点から、長期継続契約の事務執行が適切に行われているかを確認したところ、改善を要する事務処理が見受けられた。長期継続契約は会計年度独立の原則の例外であり、債務負担行為の設定によることなく複数年の契約を可能にするものである。長期継続契約の適否については、「一日も欠かすことなく業務の継続が必要なもの」となっているが、「毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの」、「業務内容が年度をまたぐ場合」と誤解している部署があった。短期で年度をまたぐというものではなく、翌年度以降長期にわたるのがこの制度の趣旨である。単に4月1日に業務を開始するにあたり準備が必要なものは、新年度契約の準備行為の中で対応すればよいのであり、会計制度上の課題であって長期継続契約で解決すべきものではないので、適切な事務処理に改めるとともに、制度のメリットを活かした運用になるよう要望した。

○各種団体運営費補助金の次年度繰越について

会計年度独立の原則は、各種団体運営費補助金にも適用されるものである。各種補助金の実績報告書を見ると、ほとんどの交付団体において次年度繰越が行われていた。そのうち大半の実績報告書には各団体の総会時の収支決算資料のみが添付されており、補助対象経費を明文化していない交付要綱の補助金にあっては、どの支出費目に補助金が充当されたのかが不明確であったため、繰越金に補助金が含まれていないことを確認できなかった。補助金の用途が明確にわかるよう実績報告書の様式を工夫、変更するなど検討するよう要望した。

なお、その他監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。